

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
 則新旧対照条文

○湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設</u>（少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、<u>労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律</u>（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑又は拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設</u>(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、<u>労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律</u>（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。 (様式に関する経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(人の資格に関する経過措置)</p> <p>4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。</p>	

○湯河原町自動車の臨時運行許可に関する規則の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>様式第1号</p> <div data-bbox="194 349 707 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式第1号（第2条関係） 自動車臨時運行許可申請書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px auto; width: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px auto; width: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <div data-bbox="194 898 707 1335" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 注意事項</p> <p>1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。 (道路運送車両法第107条)</p> <p>2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div>	<p>様式第1号</p> <div data-bbox="767 349 1279 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式第1号（第2条関係） 自動車臨時運行許可申請書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px auto; width: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px auto; width: 80%;"></div> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <div data-bbox="767 898 1279 1335" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 注意事項</p> <p>1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。 (道路運送車両法第107条)</p> <p>2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科せられます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。 (様式に関する経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 (人の資格に関する経過措置)</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。</p>	

○湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 湯河原町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年湯河原町条例第18号。以下「条例」という。)</p> <p>第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 湯河原町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年湯河原町条例第18号。以下「条例」という。)</p> <p>第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。 (様式に関する経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略) (人の資格に関する経過措置)</p> <p>4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用につい</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>ては、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。</p>	

○湯河原町会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>様式第1号</p> <p>様式第1号（第5条関係） 湯河原町会計年度任用職員登録申込書</p> <p>(略)</p> <p>私は、次に掲げる事項のいずれにも該当していません。また、記載事項に相違はありません。</p> <p>1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第1号</p> <p>様式第1号（第5条関係） 湯河原町会計年度任用職員登録申込書</p> <p>(略)</p> <p>私は、次に掲げる事項のいずれにも該当していません。また、記載事項に相違はありません。</p> <p>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p>(様式に関する経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>(人の資格に関する経過措置)</p> <p>4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。</p>	